

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 会津美里町<br>(07447)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下中川地区<br>( 下中川 )        |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 8年 2月 16日<br>(第 3 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該集落は、昭和54年に区画整備事業が完了しており、平坦地に位置することから主に水稻を中心とした農業が行われてきた。</li> <li>・集落内の戸数は57戸と比較的大きい集落であるが、実際に耕作している農家は9戸と集落内の戸数の2割程度となっている。</li> <li>・集落内の耕作者は20代～70代と年齢幅が広く、大規模経営の農業者が複数いることから、集落内の農地は集落内の農業者で維持できている。</li> <li>・宮川高田第1用水路、高橋右岸第2用水路の下流に位置することから、上流域で適切な水管理を怠ると十分な用水が確保できず、渇水時は水不足に悩まされている。そのため、水の管理が過大な負担となっている。</li> <li>・基盤整備事業から40年が経過していることから農業用施設(道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になっている。</li> <li>・農業者ごとに農地がまとめていないことから作業効率が悪い。</li> </ul> <p>【地域の基礎的データ】農業者:細目表18戸(うち50歳代以下2人)、農林業センサス13人、<br/>                 認定農業者:2人 新規就農者:0戸、主な作物:水稻(飼料用米含む)など</p> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い後継農家や大規模農家が今後も耕作できるよう、農家、非農家が協力し集落ぐるみで農道や水路の管理を行い、農村環境の維持に努める。</li> <li>・水利ごとに担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。</li> <li>・用水を確保するために、上流域の水利委員会や土地改良区と協力し、下流域にも適切な用水が確保できるよう連携する。さらに、渇水時に備え補助金等を活用しながら井戸の掘削を行い用水の確保を図る。</li> </ul> |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 52.4 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 52.4 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払交付金の認定農用地区域を農地を農業上の利用が行われる区域とする。</li> </ul> |
|--|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| ・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者、新規就農者等の担い手や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。                    |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| ・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。                     |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| ・基盤整備事業から40年が経過していることから、老朽化した箇所は集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。            |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| ・地域内に後継者がいることから、農業経営を継承していけるように自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織等がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| ・地区内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |   |   |                                |                               |
|------------------------------------|---|---|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ③ドローンにより病害虫防除を実施し労働力の軽減を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。